

佐賀県告示第 497 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 30 年 12 月 29 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 30 年 12 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - ({ [2 - (4 - エチル - 2 , 5 - ジメトキシフェニル) エチル] アミノ } メチル) フェノール (通称名 : 25E-NBOH、2C-E-NBOH) 及びその塩類
- (2) 化学名 3 - [1 - (1 - ピペリジニル) シクロヘキシル] フェノール (通称名 : 3-HO-PCP、3-OH-PCP、3-Hydroxy-PCP) 及びその塩類
- (3) 化学名 キノリン - 8 - イル = 1 - ペンチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシラート (通称名 : NPB-22) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。